

感染症法上の感染症に関する届出方法等について

2023年8月8日（火）

茨城県保健医療部感染症対策課

感染症に関する届出について

【根拠】 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第12条

(医師の届出)

医師は、次に掲げる者を診断したときは、厚生労働省令で定める場合を除き、第一号に掲げる者については**直ちに**その者の氏名、年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を、第二号に掲げる者については**七日以内**にその者の年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経由して都道府県知事（保健所設置市等にあつては、その長。以下この章（次項及び第三項、次条第三項及び第四項、第十四条第一項及び第六項、第十四条の二第一項及び第七項、第十五条第十三項並びに第十六条第二項及び第三項を除く。）において同じ。）に届け出なければならない。



届出（全数把握）が必要な感染症

全ての医師は、対象の感染症の発生届出基準を満たす患者の診断を行った際には、厚生労働省令で定められた事項を最寄りの保健所へ届出なければならない。

(目的)

発生届から感染症の発生や流行を探知し、まん延を防ぐための対策や、医療従事者・地域住民への情報提供を行っていくため。

感染症法における感染症の分類（一部抜粋）

感染症 類 型	疾 病 名	届 出 の 要 否			届 出 方 法		
		患者	疑似症	無症状病原 体保有者	定点種別	時期	内容
1	エボラ出血熱	○	○	○	(全数)	直ちに	a
1	クリミア・コンゴ出血熱	○	○	○	(全数)	直ちに	a
1	痘そう	○	○	○	(全数)	直ちに	a
1	南米出血熱	○	○	○	(全数)	直ちに	a
1	ペスト	○	○	○	(全数)	直ちに	a
1	マールブルグ病	○	○	○	(全数)	直ちに	a
1	ラッサ熱	○	○	○	(全数)	直ちに	a
2	急性灰白髄炎	○	×	○	(全数)	直ちに	a
2	結核	○	○	○	(全数)	直ちに	a
2	ジフテリア	○	×	○	(全数)	直ちに	a
2	重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属 SARSコロナウイルスであるものに限る。)	○	○	○	(全数)	直ちに	a
2	中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 MERSコロナウイルスであるものに限る。)	○	○	○	(全数)	直ちに	a
2	鳥インフルエンザ(H5N1)	○	○	○	(全数)	直ちに	a
2	鳥インフルエンザ(H7N9)	○	○	○	(全数)	直ちに	a
3	コレラ	○	×	○	(全数)	直ちに	a
3	細菌性赤痢	○	×	○	(全数)	直ちに	a
3	腸管出血性大腸菌感染症	○	×	○	(全数)	直ちに	a
3	腸チフス	○	×	○	(全数)	直ちに	a
3	パラチフス	○	×	○	(全数)	直ちに	a

〔参考〕

～最近の届出状況～

- ・ 「直ちに」届出る疾病
2類：結核
3類：腸管出血性大腸菌感染症
4類：つつが虫病、デング熱、
レジオネラ症
5類：麻しん 等
- ・ 「七日以内に」届出る疾病
5類：梅毒、
カルバペネム耐性腸内細菌目
細菌感染症、
水痘(入院例に限る) 等

感染症の発生を届け出る際の確認事項

感染症法に定められている疾病と診断を行った際に、厚生労働省HPに掲載されている「**届出基準**」を満たしているか**確認**。満たしている場合は、最寄りの保健所へ届出。



届出基準 ≠ 診断基準

医師の診断を否定するものではない



ホーム

本文へ お問合わせ窓口 よくある御質問 サイトマップ 国民参加の場

Google カスタム検索

検索

テーマ別に探す

報道・広報

政策について

厚生労働省について

統計情報・白書

所管の法令等

申請・募集・情報公開

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 健康 > 感染症情報 > 届出申請関係情報 > 感染症法に基づく医師の届出のお願い

健康・医療

感染症法に基づく医師の届出のお願い

- 重要なお知らせ
- 感染症の届出の目的
- 届出の対象となる感染症の種類
- 関係法令・通知
- 届出基準及び届出様式の一括ダウンロード

届出基準メニュー ※各項目をクリックすると、該当箇所へ移動します。

全数報告対象	1類 感 染 症	2類 感 染 症	3類 感 染 症	4類 感 染 症	5類 感 染 症の 一部	新型イ ンフル エンザ 等感染
--------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	--------------------------	--------------------------

政策について

分野別の政策一覧

健康・医療

健康

食品

医療

医療保険

[参考] 厚生労働省HP
～感染症法に基づく医師の届出のお願い～

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/kekkaku-kansenshou11/01.html

感染症発生届の電磁的方法による届出について

※電磁的方法による届け出等の義務化について（令和5年4月1日～）

①**感染症指定医療機関の医師**：電磁的届出が**義務化**

②**感染症指定医療機関以外の医療機関の医師**：**努力義務**

〔参考〕

令和5年3月27日付け健発0327第11号「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」の一部の施行について（通知）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001078185.pdf>

（改正の趣旨）

感染症対策において、感染拡大防止のためには、疫学情報がリアルタイムで収集され、関係者で共有されることが重要。この取組を更に推進させるため、感染症発生等の情報を行政が迅速・効率的に収集し、感染症対策に活かしていくためのデジタル化の取組として開始。

〔電磁的届出方法〕

NESID（感染症サーベイランスシステム）へ入力

※やむを得ない理由で届出様式（紙ベース）で保健所へ届出を行う場合は、厚生労働省のHPに掲載されている最新（現行）の様式を使用。

県からのお願い①「結核の入退院届」

【根拠】 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第53条の11

(病院管理者の届出)

病院の管理者は、結核患者が入院したとき、又は入院している結核患者が退院したときは、**七日以内**に、当該患者について厚生労働省令で定める事項を、最寄りの保健所長に届け出なければならない。

2 保健所長は、その管轄する区域内に居住する者以外の者について前項の届出を受けたときは、その届出の内容を、当該患者の居住地を管轄する保健所長に通知しなければならない。



(入退院届を出す意義)

結核対策において、結核患者の状況の把握及びその管理を迅速、的確に行うため。

潜在性結核感染症（LTBI）の患者に対しても届出が必要。

	入院届	退院届
結核で入院・現在治療中	○	○
結核で入院・服薬終了後に退院	○	×
他疾患で入院中結核と診断。結核治療中に退院。	×	○
他疾患で入院中結核と診断。結核の治療終了後に退院。	×	×
結核治療中に他疾患で入院。結核の治療中に退院。	○	○
結核治療中に他疾患で入院。結核の治療終了後に退院。	○	×
結核の治療後（管理検診中）の他疾患での入院・退院。	×	×

※入退院届を出すか、出さないかの基準：結核で治療中か否かで決まる。

〔○：必要、×：不要〕

県からのお願い②「保健所への電話連絡」

「直ちに」届出が必要な感染症の場合は、NESIDやFAXで届出を行った際に、**最寄りの保健所へ電話連絡。**

※保健所閉庁時間（休日・夜間）は「茨城県内保健所の休日・夜間緊急連絡先」へ電話連絡。

令和5年7月現在

茨城県内保健所の休日・夜間緊急連絡先

休日・夜間において、「食中毒」、「重大な感染症」、「感染症の集団感染」、「毒物・劇物等化学物質による事故」、「飲料水事故」など、県民の健康を脅かす事態が発生し、速やかに管轄保健所に連絡しなければならないと判断された場合には、以下の休日・夜間電話番号に連絡してください。

なお、保健所の業務時間内（午前 8:30～午後 5:15まで）のご連絡については、日中の電話番号をご利用下さいますようお願いいたします。

また、精神保健福祉に係る事件事故については、本連絡先では対応困難なためご注意ください。

保健所名	電話番号		保健所管轄区域		
	休日・夜間	日中 (8:30~17:15)	市	町	村
中央	医療機関 に共有し ています	029-241-0100	笠間市、小美玉市	茨城町、 大洗町、 城里町	
ひたちなか		029-265-5515	ひたちなか市、 常陸太田市、 常陸大宮市、那珂市	大子町	東海村
日立		0294-22-4188	日立市、高萩市、 北茨城市		

※R3年に共有させていただいた連絡先と変更なし

* 明記の番号以外に、複数の携帯を保健所職員が保持・管理。
* 保健所の携帯は転送機能が付いているため、保健所職員の応答があるまで切断せずお待ちください。

潮来	医療機関 に共有し ています	0299-66-2114	鹿嶋市、潮来市、 神栖市、行方市、 銚田市		
竜ヶ崎		0297-62-2161	龍ヶ崎市、取手市、 牛久市、守谷市、 稲敷市	河内町、 利根町、 阿見町	美浦村
土浦		029-821-5342	土浦市、石岡市、 かすみがうら市		
つくば		029-851-9287	つくば市、 つくばみらい市、 常総市		
筑西		0296-24-3911	結城市、筑西市、 桜川市、下妻市		八千代町
古河		0280-32-3021	古河市、坂東市		五霞町、 境町
水戸市		029-243-7315	水戸市		

【留意事項】

指定時間内に応答がない場合、自動的に他の緊急連絡先につながる転送機能が働きます。

県からのお願い③「行政検査が必要となる場合の適切な検体確保等」

1. 確定診断（臨床診断例・疑い例の段階）のために必要な検査
2. 感染源探求・感染拡大防止策を講じるために必要な検査

感染症の検査検体（一部抜粋）

分類	感染症名	対象病原体	咽頭拭い液	糞便	髄液	血清	血液	尿	その他
3類	コレラ	コレラ菌		△					菌株の提出
	細菌性赤痢	赤痢菌		△					菌株の提出
	腸管出血性大腸菌感染症	腸管出血性大腸菌		△					菌株の提出
	腸チフス	チフス菌		△			△		菌株の提出
	パラチフス	パラチフス菌		△			△		菌株の提出
4類	E型肝炎	E型肝炎ウイルス		○		△	○		
	A型肝炎	A型肝炎ウイルス		○		△	○		
	エムポックス	エムポックスウイルス							○(水疱、膿疱、病変部スワブ、痂皮)
	重症熱性血小板減少症候群(SFTS)	SFTSウイルス				○	○	○	○痂皮、吸血マダニ
	チクングニア熱	チクングニアウイルス				○		○	
	つつが虫病	リケッチア(ツツガムシ)				○	○		○痂皮、吸血マダニ
	デング熱	デングウイルス				○		○	
日本紅斑熱	リケッチア・ジャポニカ				○	○		○痂皮、吸血マダニ	
5類	カルペナム耐性腸内細菌目細菌感染症	腸内細菌目細菌			△		△		菌株の提出 △(病変部)
	風しん	風疹ウイルス	○			△	○	○	
	麻しん	麻疹ウイルス	○			△	○	○	

●: 国立感染症研究所で検査を行うもの

△: 通常、医療機関で検査を行うもの

○: 茨城県で検査可能なもの

▲: 必要に応じて茨城県で行うもの

< 麻しん検査依頼の場合 >

- ①咽頭ぬぐい液、②血液、③尿

一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症検査票(病原体)

患者	性別	(男 ・ 女)	該当するものに○を囲んでください(病原体) ・インフルエンザ定点 ・小児科定点 ・眼科定点 ・性感染症定点 ・基幹定点 ・入院 ・その他()	
	年齢	(歳 ヶ月)		
	氏名或いは番号			
	住所			
〔主治医等記入欄〕				
医療機関等名及び主治医等医師名(記載者)				
検体送付日	年 月 日	分離株(無、有、検査中)		
診断名				
発病日	年 月 日			
検査材料の種類採取日(月日)	・ふん便 (月 日) ・咽頭ぬぐい液(月 日) ・鼻腔ぬぐい液(月 日) ・うがい液 (月 日) ・喀痰 (月 日) ・結膜拭い液(月 日) ・鼻咽頭ぬぐい液(月 日)	・全血(月 日) ・血清(月 日) ・血漿(月 日)抗凝固剤: ・髄液(月 日) ・尿 (月 日) ・その他(月 日)材料名:		
※該当するものを○で囲んでください。				
臨床的 事項	臨床症状・徴候等	<input type="checkbox"/> 無症状 <input type="checkbox"/> 頭痛 <input type="checkbox"/> 発熱(最高 ℃) <input type="checkbox"/> 熱性けいれん <input type="checkbox"/> 関節痛 <input type="checkbox"/> 関節炎 <input type="checkbox"/> 筋肉痛 <input type="checkbox"/> 口内炎 <input type="checkbox"/> 上気道炎(咽頭炎/痛、扁桃炎) <input type="checkbox"/> 下気道炎 (肺炎、気管支炎) <input type="checkbox"/> 水泡 <input type="checkbox"/> 発しん(丘しん、紅斑、バラ疹) (発しん出現日: 月 日) <input type="checkbox"/> リンパ節腫脹(部位) <input type="checkbox"/> 唾液腺腫脹、 <input type="checkbox"/> 浮腫(部位) <input type="checkbox"/> ショック症状(低血圧、循環不全) <input type="checkbox"/> その他の症状(上記以外の症状や臨床徴候) ()	<input type="checkbox"/> 胃腸炎(下痢、血便、嘔気、嘔吐、腹痛) <input type="checkbox"/> 角膜炎 <input type="checkbox"/> 結膜炎 <input type="checkbox"/> 角結膜炎 <input type="checkbox"/> 髄膜炎 <input type="checkbox"/> 意識障害 <input type="checkbox"/> 麻痺(部位) <input type="checkbox"/> 中枢神経系症状(脳炎、脳症、脊髄炎、その他) <input type="checkbox"/> 循環器障害(心筋炎、心膜炎、心不全) <input type="checkbox"/> 黄疸 <input type="checkbox"/> 肝機能障害 <input type="checkbox"/> 腎機能障害(HUS、血尿、乏尿、蛋白尿、多尿、腎不全) <input type="checkbox"/> 尿路生殖器症状(膀胱炎、尿道炎、外陰炎、頸管炎) <input type="checkbox"/> 出血傾向※全身性のもの	
	基礎疾患			
	転帰	経過観察中、軽快、治癒、後遺症有り、死亡(原因) 軽快、治癒、死亡等の月日: 年 月 日		

〔主治医記入欄〕

迅速診断検査の結果	・インフルエンザ迅速診断検査(無 有:メーカー名[]) 検査実施日 年 月 日 A型陽性 B型陽性 A型B型ともに陽性 A型B型ともに陰性 ・抗インフルエンザ薬投与(無、有:薬剤名[]) 投与開始日 年 月 日 予防投与 治療投与
	・その他の迅速診断検査(無、有:ウイルス名[]) 検査実施日 年 月 日 ・陽性 ・陰性 *ウイルス名 (アデノウイルス、ロタウイルス、RSウイルス等)
発生の状況	・散発 ・地域流行 ・家族内発生(無 ・ 有) ・集団発生 (無 ・ 有) ・発生市区町村 () 有の場合 保育所、幼稚園、小学校、中学校、高校、大学、病院 介護保険施設等、その他()
最近の海外渡航歴	国名
	期間 年 月 日 ~ 年 月 日
ワクチン接種歴	(無、有、不明) 最終接種日 年 月 日 ワクチン名 (Lot No.)

〔その他特記事項〕

--

注1)患者の氏名及び住所欄については、感染症法第16条の3、第26条の3、第26条の4、第44条の3の2、第44条の11及び第50条の3に基づく一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は新感染症に係る検査の場合に記載をお願いします。

注2)主治医記載については、検体送付日において記載できる範囲で記載をお願いします。

注3)ワクチン接種歴については、当該疾患に係るものにつき記載して下さい。

注4)医療機関(民間検査所を含む)で病原体を分離した場合は、衛生研究所への分離株の送付をお願いします。

(様式1)

検体等の提供及び積極的疫学調査のお願い

茨城県 保健所長

茨城県では、感染症患者が発生した際には「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、「感染症法」という。）に基づき、感染症の発生の状況、動向及び原因等を明らかにする積極的疫学調査を行い、感染症対策を講じております。

この対策の一環として、保健所や衛生研究所では、感染症の原因となる病原体等の検査や感染症感染経路の特定のために検体から検出された病原体（細菌及びウイルス）の詳細な検査（分子疫学解析）を実施しております。（本県衛生研究所で実施不可能な検査は、国立感染症研究所等で実施しております。）

このため皆様方には、この業務の意義と重要性をご理解いただき、これら病原体等検査のための「検体」及び当該検体から検出された「病原体」の提供をお願いしております。

下記の事項にご同意いただきますようお願いいたします。

- ① ご提供いただいた「検体」及び当該検体から検出された「病原体」は、感染症法に基づく検査に使用します。
- ② 検査結果は、集計・解析されたのちに、感染症の発生状況の把握や感染症対策及び公衆衛生に役立てるための研究等に利用されますが、検体等をご提供いただいた個人が特定されることはありません。個人情報とは固く守ります。

検体の採取の際、検体提供者等に「**検体等の提供及び積極的疫学調査のお願い**」（様式1）を用いて、適切な説明を行い、同意を取得。

※「同意書」の提出は不要（R4.4.1～）

〔参考〕

茨城県感染症病原体等検査実施要領

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/yobo/kiki/yobo/kansen/idwr/idwr/yoko/documents/youryou.pdf>

← いばらきの保健・医療
344 件のツイート

保健政策課 健康推進課 感染症対策課 生活衛生課
医療政策課 医療人材課 薬務課

フォロー

いばらきの保健・医療
@Iba_hokeniryou

茨城県保健医療部の公式アカウントです。
医療体制の整備や健康づくり、食の安全確保などに取り組んでいます。健康増進や生活習慣病の予防などに関する情報を発信していきます。
アカウントポリシーはこちら→ pref.ibaraki.jp/soshiki/hokenf...

📍 ibaraki 📅 2023年6月からTwitterを利用しています

2023年6月より、茨城県保健医療部公式ツイッターを開設。

感染症を含めた情報を発信中！！

https://twitter.com/Iba_hokeniryou